附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第八号

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条第二号イ(2)及び同号ロ(3)の規定に基づき、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

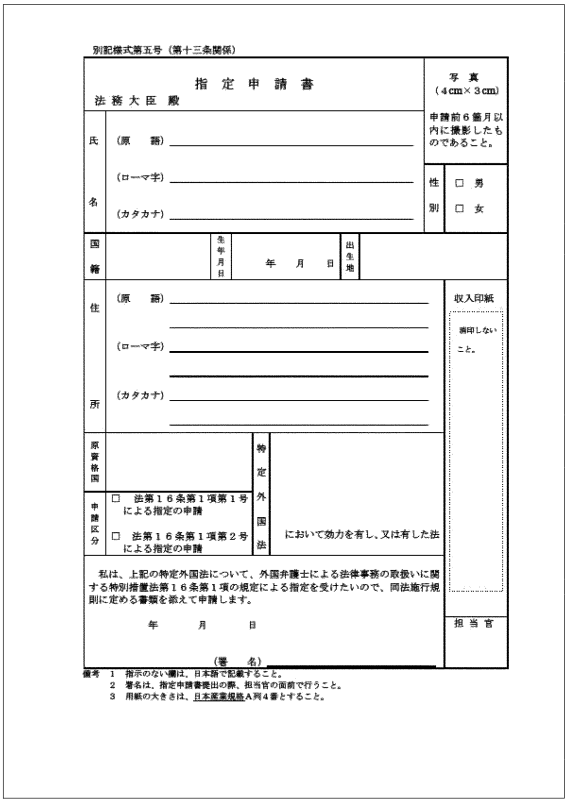
令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令

弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（平成十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。



別記様式第五号（第十三条関係）

指　定　申　請　書

法務大臣　殿

写　真
（4cm×3cm）
申請前6箇月以内に撮影したものであること。

氏名　（原　語）
（ローマ字）
（カタカナ）

性別　□　男　□　女

国籍　生年月日　年　月　日　出生地

住所　（原　語）
（ローマ字）
（カタカナ）

収入印紙
消印しないこと。

原資格国

特定外国法

申請区分　□　法第１６条第１項第１号による指定の申請
□　法第１６条第１項第２号による指定の申請

において効力を有し、又は有した法

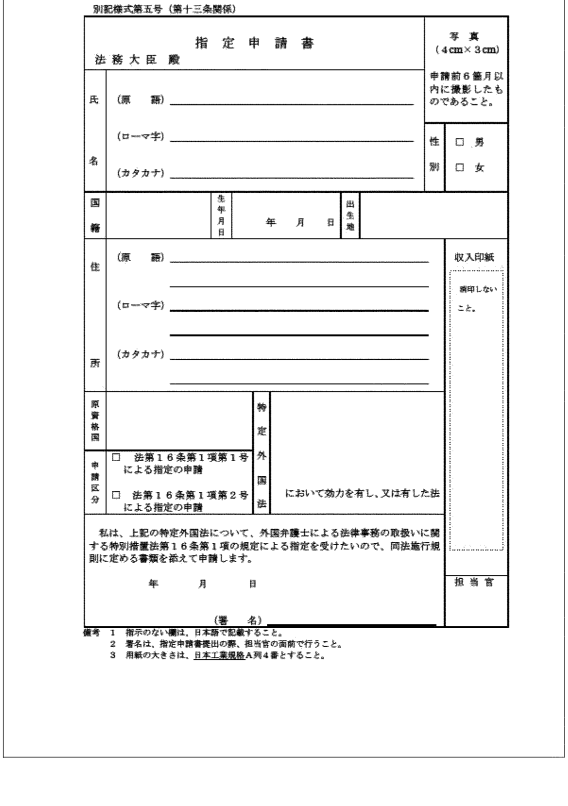
私は、上記の特定外国法について、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第１６条第１項の規定による指定を受けたいので、同法施行規則に定める書類を添えて申請します。

年　月　日

（署　名）

担当官

備考　1　指示のない欄は、日本語で記載すること。
2　署名は、指定申請書提出の際、担当官の面前で行うこと。
3　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



別記様式第五号（第十三条関係）

指　定　申　請　書

法務大臣　殿

写　真
（4cm×3cm）
申請前6箇月以内に撮影したものであること。

氏名　（原　語）
（ローマ字）
（カタカナ）

性別　□　男　□　女

国籍　生年月日　年　月　日　出生地

住所　（原　語）
（ローマ字）
（カタカナ）

収入印紙
消印しないこと。

原資格国

特定外国法

申請区分　□　法第１６条第１項第１号による指定の申請
□　法第１６条第１項第２号による指定の申請

において効力を有し、又は有した法

私は、上記の特定外国法について、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第１６条第１項の規定による指定を受けたいので、同法施行規則に定める書類を添えて申請します。

年　月　日

（署　名）

担当官

備考　1　指示のない欄は、日本語で記載すること。
2　署名は、指定申請書提出の際、担当官の面前で行うこと。
3　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。